

第 83 条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 指定自動車等以外の自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査を行う場合（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。）
 - 二 法第 99 条に規定する自動車（指定自動車等を除く。）を新たに使用しようとする場合
 - 三 法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車（施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定に基づき型式の認定を受けたものを除く。）を新たに運行の用に供しようとする場合
- 2 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。